

グループホームのざわ愛の郷運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐久平福祉会が設置運営する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

2 要支援の利用者にあつては、可能な限り共同生活において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指し支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービス（以下「介護サービス」という）の内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持って介護サービスを提供する。

5 常に提供した介護サービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 グループホームのざわ愛の郷

所在地 長野県佐久市野沢 322-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員は次のとおりで、介護保険法の定める人員に関する基準による。

職員の職種	員数	業務内容
ホーム長（管理者）	1名(常勤兼務)	施設の運営・管理
計画作成者	2名（常勤兼務） ※1名は介護支援専門員	認知症対応型共同生活介護計画の作成
介護職員	12名以上	利用者の介護全般
看護職員	1名以上	入居者の看護・介護全般

(利用定員)

第6条 利用定員は、1ユニット9名とし、2ユニットで18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活上のお世話

(3) 日常生活の中での機能訓練

(4) 相談、援助

以上、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供する。

(介護計画の作成)

第8条 介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

2 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。また、介護計画書を利用者に交付する。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等の受領)

第9条 本事業が提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。詳細については、別紙「重要事項説明書」に明記のとおりとする。

2 前1項の支払いを受ける額のほかに、食材料費、理美容代、おむつ代やその他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる利用料は、別紙「重要事項説明書」ら明記のとおりとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者（要支援2）であつて認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

(1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

(2) 自傷他害のおそれがないこと。

(3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらつてある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(介護サービスの取扱い方針)

第11条 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

2 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。

3 介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないように配慮して行う。

- 4 介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に、介護サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明をする。
- 5 本事業所は、介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急のやむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わない。
なお、身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するなど、適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとする。
- 6 本事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じる。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員等の職員に周知徹底を図る。
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

(秘密保持等)

- 第12条 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。
 - 3 本事業所は、サービス担当者会議等において、利用者・家族の個人情報を用いる場合は利用者や家族の同意を、あらかじめ文書により同意を得る。

(苦情処理)

- 第13条 本事業所は、提供した介護サービスに関する利用者や家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録する。
- 2 本事業所は、提供した介護サービスに等に関し、行政が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは行政の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して行政が行う調査に協力するとともに、行政から指導または助言を受けた場合は、指導または助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 本事業所は、提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、指導または助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

- 第14条 本事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。
- 2 本事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 本事業所は、事故の状況及び講じた措置について記録し、発生の事実およびその分析を行い、改善策を職員に周知徹底し再発の防止に努める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第15条 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を設置し定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的に行うために研修計画を定める。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに市へ報告する。

(衛生管理)

- 第16条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

- 第17条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

- 第18条 非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(その他運営に関する留意事項)

- 第19条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護にかかる第三者評価事業を原則1年に1回受審するものとし、この結果を公表するものとする。
- 2 従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
 - 3 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人佐久平福祉会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日に改定する。